

平成 17 年 第 1 回 臨時 会

# 厚 岸 町 議 会 会 議 録

平成 17 年 5 月 27 日 開 会  
平成 17 年 5 月 27 日 閉 会

( 本 会 議 )

厚 岸 町 議 会

## 平成17年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録

招 集 期 日	平成17年5月27日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成17年5月27日	10時00分
	散 会	平成17年5月27日	11時25分

### 1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○

以上の結果、出席議員17名 欠席議員0名 欠員1名

### 1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖		
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司		
総 務 課 長	田 辺 正 保		
税 財 政 課 長	佐 藤 悟		
町 民 課 長	久 保 一 將		
保 健 介 護 課 長	豊 原 隆 弘		
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔		

1. 会議録署名議員

1 3 番	菊 池 議 員	1 4 番	田 宮 議 員
-------	---------	-------	---------

1. 会 期

5 月 2 7 日 の 1 日 間
-------------------

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

## 平成17年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成17年5月27日  
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	報告第2号	専決処分事項の報告について
5	報告第3号	専決処分事項の報告について
6	報告第4号	専決処分事項の報告について
7	報告第5号	専決処分事項の報告について
8	議案第35号	平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
9	意見書案第4号	生カキ貝毒検査機関の設置と貝毒監視海域の細分化に関する要望意見書

●議長（稲井議員） ただいまより、平成17年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

●議長（稲井議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番菊池議員、14番田宮議員を指名いたします。

●議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。9番、松岡委員長。

●松岡議員 本日、本会議開会前に議会運営委員会を開会し、町長提案の議案4件についてはいずれも本会議で審査することに決定いたしました。

次に、議案第35号 17年度国保会計補正予算でございますが、これも本会議で審査することに決定しました。

次に、議会側の案件につきましてはお手元に配布のとおり、「生カキ貝毒検査機関の設置と貝毒監視海域の細分化に関する要望意見書」が提出されております。これも本会議で審査することにいたします。

なお、会期につきましては本日1日とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期はただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

●議長（稲井議員） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、報告第2号、専決処分事項の

報告について、提案理由の説明を申し上げます。

個人住民税の非課税措置の段階的廃止、被災住宅用地等の固定資産税の課税標準の特例の見直し等の内容を要旨といたしました、地方税法の一部を改正する法律が去る3月18日に、国会で可決成立し、3月25日に法律第5号として公布されたところであります。

この度の地方税法改正の背景といたしまして特徴的な点は、災害対応に係わる措置で、昨年の相次ぐ台風の襲来に伴う風水害、新潟中越地震をはじめをしまして昨今の自然災害による被災状況に鑑み、税負担の軽減を図ることが出来るよう措置の新設拡充や見直し等、所要の改正が行われたところでございます。

この法改正に伴い、本年4月1日から施行される改正部分について、町税条例においても速やかに改正を行い、4月1日から条例施行することが必要となりましたが、議会を招集するいとまがなかったことから、3月31日に専決処分をもって、町税条例及び次の報告第3号厚岸町都市計画税条例の一部改正条例の制定を行わせていただいたものであり、緊急執行を要した条例制定を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙専決処分書の通り専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案書の2ページをお開き願います。

総総専第2号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例であります。これよりの説明は既にお手元に配布の、報告第2号説明資料「町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」により行いたいと思います。資料の1ページから進めさせていただきます。

主に改正内容、改正案の内容について説明いたします。まず、第47条の3。特定被災共有土地ということでございます。これは震災等により滅失し、または損壊した区分所有に係る家屋の敷地、これは共有土地でございます。に供されている土地に対する規定の整備でございます。

被災した住宅用地いわゆる共有土地の固定資産税の課税標準の特例の見直しが今回行われ、長期避難指示が出され、避難指示期間が翌年度に及んだ場合、指示解除後、現行2年が3年に特例適用可能となったことによる条例の整備であります。

次に2ページをお開き願います。

第60条の2でございます。被災住宅用地の改正でございます。震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地に供されていた土地、いわゆる被災住宅用地ということでございます、の規定整備でございます。被災住宅用地の固定資産税の課税の特例の見直しが今回ございまして、前段申し上げました47条の3同様、現行2年の特例措置が3年まで延長されたという内容の条例整備でございます。

続きまして3ページをお開き願いたいと思います。

附則第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例でございます。売却による事業所得に係る所得の一部免除がいままでされておりました。その適用期間が現行では平成18年までとなっておりましたが、この度の改正により21年度まで延長する条例の整備でございます。

続きまして附則第15条でございます。

特別土地保有税の読替規定中、非課税等の特別措置を規定した引用条項について、非

課税期間の終了がありました。17年3月31日をもって終了したことに伴いまして規定の整備を行うものでございます。

4ページをお開きください。

附則第15条の2、特別土地保有税の課税の特例でございます。特別土地保有税の課税の特例中、特例を規定した条項について特例期間の終了に伴いまして規定整備を行うものであります。

続きまして5ページをお開き願います。

附則第16条の4、土地の譲渡等に関する規定でございます。土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例中、土地の譲渡等により損失金額を他の所得と通算及び翌年度へ繰り越す内容の改正が、17年度より適用されたことから規定整備を行うものであります。

附則第19条でございます。

株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定中、証券取引所に上場されている公開株式で所有期間が3年を越える株式を譲渡した場合、現行では譲渡所得の課税の特例があったわけですが、今回この特例が廃止されてことによりましての整備を行うものであります。

7ページをお願いします。

附則第19条の2でございます。特定口座内保管上場株式等の内容でございます。この内容につきましては、特定管理株式が株式の価値を失ったことにより生じた損失を譲渡したことによる損失の金額と見なし、株式等に係る譲渡所得の課税の特例を適用とする措置が講じられ、本年4月以後に上場株式に該当しないこととなったことの規定の整備を行うものでございます。

続きまして8ページをご覧ください。

附則第19条の3でございます。

附則第19条の2の追加に伴いまして条番号の移動措置が講じられたことから、新条例附則第19条の2の規定が、17年4月1日以後に事実が発生する場合に、18年1月1日から適用されることから規定の整備を行うものでございます。

続きまして附則第19条の4でございます。

附則第19条の4でございます。

附則第19条の2の追加に伴いまして、条項番号の移動措置が講じられたことから新条例附則第19条の2の規定が本年4月1日以後に事実が発生する場合に、平成18年1月1日から適用されることから規定の整備を行うものであります。

9ページをお開きください。

附則第19条の5でございます。

附則第19条の2の追加に伴いまして、条項番号の移動措置が講じられたことから新条例附則第19条の2の規定が平成17年4月1日以後に事実が発生する場合に、平成18年1月1日から適用されることから整備を行うものであります。

次に、附則第20条でございます。

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得の課税の特例の規定中、引用条項に移動が生じたこと及び特例の対象となる特定株式の取得期間の適

用期限を2年から3年まで延長することをございます。いわゆる平成17年3月31日から19年3月31日まで延長する規定の整備を行うものであります。以上、簡単ですが資料の説明を終わらせていただきます。

附則でございます。議案書の5ページをお開き願います。

第1条、施行期日でございます。この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第19条から附則第19条の5まで、附則第20条（「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く。）並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成18年1月1日から施行するものでございます。

第2条、町民税に関する経過措置でございます。

別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成16年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるということをございます。

第2条第2項でございます。新条例附則第19条の2の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。

第3項でございます。新条例附則第20条の規定は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第、これは空白号でございます。）の施行の日以後に取得をする特定株式について適用し、同日前に取得をした特定株式については、なお従前の例によるということをございます。なお、この中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律であります。本専決処分時点において公布されていなかったことから法律番号は未定でありました。そのため空白としてございます。

同法につきましては、平成17年4月13日に平成17年法律第30号として公布されたところであります。この法律番号につきましては本報告が承認された時点で法政執務上慣行とされておりまして、加筆して空白を埋める対応をまいりたいというふうにございますのでご了承願います。

次に、第4項でございます。新条例附則第20条でございます。新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用するものでございます。

附則第3条でございます。

固定資産税に関する経過措置。新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるということをございます。

以上で報告第2号、専決処分事項の報告について説明を終わらせていただきますが、この度の地方税法の改正に伴いまして町税条例の改正した内容につきましては、当町における平成17年度の課税の影響はございません。なお、地方税法の一部改正する条文中、平成18年度分以後の個人住民税について適用する個人住民税の非課税措置の段階的廃止等に係わるいわゆる本年4月1日以後の適用施行にされる部分の改正につきましては6月開催予定の第2回定例会に提案させていただきたく考えておりますので議会審議をよろしくお願いいたします。



以上、簡単ですが説明に替えさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第5、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員朗読を省略し提案理由の説明を求めます。税財政課長

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程されました報告第3号、専決処分事項の報告について、その提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご審議いただきました報告第2号と同様、地方税法の一部を改正する法律が3月18日国会で可決成立し3月25日に法律第5号として公布されました。この地方税法の改正に伴いまして本年4月1日から施行される改正部分につきまして厚岸町都市計画税条例においても速やかに改正を行い4月1日から条例施行することが必要となりましたが、議会を招集するいとまがなかったことから3月31日を持って厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであり、緊急執行を要した条例制定を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書の通り専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案書7ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、先程報告第2号の中で概要を申し上げましたが、地方税法改正に伴う同一のものでございますので省略させていただきたいと思っております。

本報告につきましては、別紙報告第3号説明資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

1ページより説明申し上げます。

第2条第2項、納税義務者等でございます。固定資産税の課税標準の特例期間の終了に伴う所要の措置が講じられ、地方税法が改正され本項で引用していた同法第349条の3の項番号を変更するものであります。なお、第2条に該当する特例措置に変更はなく、他の特例措置の追加・削除に伴う項番号の移動のみでございますので申し添えます。

附則第5号、附則第11号の改正は、第2条第2項の改正同様、引用していた地方税法の改正に伴う項番号の整理でございます。

附則でございます。施行期日でございますが、第1項、この条例は平成17年4月1日から施行する。経過措置といたしまして第2項、この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成16年度までの都市計画税についてはなお従前の例による。

以上でこの度の地方税法の改正に伴いまして厚岸町都市計画税条例の改正をした内容につきましては、先程同様当町における平成17年度の課税には影響ございませんので申し添えます。

以上誠に簡単ではありますが報告第3号専決処分事項の報告について、その提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻 午前10時22分）（事務局にて報告第4号の説明資料を配付）

●議長（稲井議員） 再開します。

（再開時刻 午前10時23分）

●議長（稲井議員） 日程第6、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特老ホーム施設長。

●特老施設長（藤田施設長） ただいま上程いただきました、報告第4号、専決処分事項の報告について、その提案理由を申し上げます。

この内容は、厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例であります。平成12年4月1日に施行された介護保険法及びその関連法によって介護保険がスタートしましたが、介護保険法施行法第13条第3項の規定により、要介護被保険者と見なされていた旧措置者いわゆる介護保険施行前から措置により入所していた非該当と要支援の利用者

につきましては、本年3月31日に公布され、4月1日に施行された同法の改正法により、介護保険の保険給付の対象外いわゆる非適用とされたことと、旧措置者の内、要介護被保険者、これは要介護度1～5に該当するかたであります。法施行前の費用徴収額を上回らないよう個人負担に係る分の軽減措置が5年間の期限を持って規定されておりましたが、当該軽減措置については本年3月31日をもって失効することとなっております。

しかしながら当該軽減措置の対象者が依然として多数に上り、このまま軽減措置の打ち切りがなされた場合、旧措置者においては経済的理由から施設利用の継続が困難となる場合も予想されることから、この軽減措置がさらに5年間、平成22年3月31日まで延長されたものであります。

本町におきましては、本制度の運用は厚岸町介護サービス事業条例において規定され実施されている関係上から、速やかな条例改正が必要でありましたが同施行令の改正法が本年3月31日公布で、4月1日施行でありましたので、本来議会の議決を持って条例制定しなければならないところでありましたが、かかる事情により議会を招集するいとまがなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分とさせていただきます。

それでは議案書に沿って御説明申し上げます。報告第4号、専決処分事項の報告について。緊急執行を要した条例制定を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書の通り専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成17年5月27日提出、厚岸町長若狭靖。

9ページでございます。総総専第4号。地方自治法179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成17年3月31日。厚岸町長若狭靖。

厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例でございます。厚岸町介護サービス事業条例（平成12年厚岸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項の規定により要介護被保険者とみなされる旧措置入所者を含む。」を削る。これにつきましては先程、御説明申し上げました要介護被保険者と見なされていたいわゆる非該当と要支援がこの度の法改正で非適用となったことによる削除でございます。附則第2項中でございますけれども「平成17年3月31日」を「平成22年3月31日」に、この改正につきましては先程申し上げましたとおり軽減措置をさらに5年間延長し、平成22年3月31日とするものでございます。

以下「施行法第13条第3項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び」を「法第41条第1項に規定する」に、「同条第4項第1号」を「介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項第1号」に改める。これにつきましては法律の13条の3項が削られたことにより以下項が繰り上がった関係の整理でございますのでご理解をいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は平成17年4月1日から施行する。

誠に簡単な説明でございますけれどもご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） 日程第7。報告第5号。専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第5号。専決処分事項の報告についてその提案理由を説明させていただきます。議案書の10ページをお開き願います。

この内容についてでございますが、平成16年度末において地方債の許可予定額が決定したことにより、その発行限度額の補正が必要となり、緊急執行を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたところであります。

本文でございますが、緊急執行を要した平成16年度厚岸町一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。11ページをお開き願います。

総経専第5号。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成17年3月31日付でございます。

平成16年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）。平成16年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第1表 地方債補正」によるものでございます。次ページをご覧ください。

第1表、地方債補正。変更であります。一般公共事業の限度額を、3,980万円追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。なお、この起債は一般公共事業債における財源対策債調整分として発行が認められたこととありまして、本債は交付税措置といたしまして償還額の2分の1が後年度において交付税の基準財政需要額に算入されるところであります。

次ページの地方債に関する調書補正であります。

一番下の欄でございます。平成15年度末現在高。126億3,263万7,000円。今回の専決で3,980万円を増加し、年度内発行額9億2,500万円となり、平成16年度末見込額は、120億4,963万9,000円となるものでございます。なお、3,980万円の許可予定額が決定し、限度額補正の専決を行いました。が、充当事業であります道営太田第一地区集乳道整備事

業にかかる町費負担額について清算確定した結果、10万円の不用額が生じたところであり、このためこの10万円について地方債許可後、不用額として起債の借入を執行しないため平成16年度一般会計の町債総額は9億2,490万円が最終決算となることを申し添えます。以上で報告第5号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第8。議案第35号。平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第35号、厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）の提案理由を御説明させていただきます。

この内容につきましては平成16年度の国民健康保険特別会計決算見込において発生する赤字見込額について、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げて充てる「繰上充用」を行う手続きをするもので、このために必要な所要額について、平成17年度の歳入・歳出予算に組み込むものでございます。議案書の1ページでございます。

本文でございますが、平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,142万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億470万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。次ページをお開きください。第1表でございます。

歳入歳出予算補正。歳入歳出それぞれ1億6,142万6,000円の補正でございます。事項別により説明させていただきたいと思っております。4ページをお開き願います。

歳入でございます。平成16年度決算上赤字を生じる見込となりましたので、その赤字相当額を平成17年度歳入歳出予算で繰上充用支出する財源といたしまして、1款1項

国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税、1億2,588万8,000円。2目 退職被保険者等国民健康保険税、673万4,000円の計上でございます。それぞれ医療給付費分、介護納付費分の滞納繰越分につきましては収納率100%、現年課税分につきましては収納率は概ね98%相当分の税額を見込み計上したものでございます。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、2,880万4,000円の計上でございます。平成16年度財政調整交付金実績額相当額について計上したものでございます。以上で歳入の説明を終わります。

続いて歳出でございます。6ページをお開き願います。

8款、1項、1目 前年度繰上充用金。1億6,142万6,000円の計上でございます。平成16年度決算において生じる赤字相当額、1億6,142万6,000円を、平成17年度予算で歳入歳出予算にそれぞれ計上するものであります。以上を持ちまして議案第35号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。あ、町民課長。

●町民課長（久保課長） 私のほうから配布させていただいております平成16年度の決算見込み書について説明させていただきます。資料は最終予算と決算見込との対比のものがNo.1で、平成15年度との対比がNo.2でございます。

まず、No.1のほうですが最終予算と決算見込の対比表であります。歳入合計の決算見込であります。表で行きますと左側の一番下の欄であります。15億371万7,000円で、最終予算との対比では、1億6,788万4,000円の減となりました。減少の主な要因は、補正予算の段階で財源確保のため収納率100%とさせていただいておりました保険税が決算見込で1億4,271万1,000円の減であります。この表の中段のところにあります国庫支出金の欄であります。財政調整交付金が、3,122万3,000円の減でございます。

次、表の右側でございます。下段歳出合計の決算見込は、16億6,514万3,000円で最終予算との対比では645万8,000円の減であります。歳入歳出の決算見込収支差し引き(A)－(B)ですが、1億6,142万6,000円が不足することになり前年度繰上充用金を差し引いた16年度単年度不足額は、記載しておりませんが1億220万3,000円となりました。

歳出につきましては支出確定額であります。歳入につきましては保険税につきまして5月17日現在におきます決算見込額として計上させていただいておまして、5月31日の出納閉鎖時を持って収入額を確定をし、決算額を確定させていただくこととなります。

保険税の決算見込の収納率であります。現年度分で91.03%、滞納繰越分で7.83%見込んであります。この決算見込み書で左側の上から順に一般被保険者の現年課税分医療分であります。収納率90.67%であります。介護分が89.91%であります。滞納繰越医療分であります。7.94%、介護分が7.28%であります。退職被保険者であります。現年課税分医療では95.7%、介護分が97.01%、滞納繰越医療分は5.57%、介護分は2%であります。をそれぞれ見込んでいるところであります。

次に資料No.2のほうですが、15年度決算との対比表についてであります。16年度決算見込額は表の左側の一番下であります。歳入では669万5,000円の増であります。表の

右側の部分、歳出になります。15年度決算対比で1億889万8,000円の増となりました。保険税では税率改正による増収も含めて5,220万1,000円の増額となりましたが、一般会計繰入金のその他の分、これは税込不足分収納率目標94%の不足分6%の町独自の繰り入れルールによるものであります。この分が5,686万円ほど減少いたしました。16年度においては税込増加分が繰入金の減額に吸収されるかたちになりまして、医療費の増加分に補填する財源は出てこなかったというかたちになりました。

歳出では保険給付費で表の右側であります。合計欄で5,131万8,000円の増加であります。療養諸費の一般被保険者療養給付費が4,631万9,000円の増であります。これが大きな要因となっているんですが、内容としましては老人保健の対象からはずれたかたがた、平成14年からスタートした70歳以上の被保険者の方々の医療費の伸び、15年度対比で約4,900万円ほどの伸びとなりました。これが大きな要因となっているものであります。以上で決算見込資料についての説明とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。3番

●南谷議員 ただいま課長のほうから説明お聞かせいただいたんですけど、まず歳入のほうの関係でございますけれども、国民健康保険税補正額が1億3,200万。昨年と比較して補正額が約77%ほど増えております。繰上充用の件があって補正をするということは理解出来るんですが、実際に98%で試算して1億3,200万の補正をしたという理解をしておるんですが、実際に91.067%の収納率の実態からして98%で試算していかざるを得ないという論拠ですね、私にはなかなか理解出来ないんですよ。去年もそういうお話しをしたんですけども、決算処理をするためにこの様な方法を取らざるを得ないということで二年続きでこの様になったと。

まず一点目としてお尋ねするんですけども、去年は5,000万ほどの繰上充用をされた。これを含めて今年も1億6,100万に膨れ上がっておるんですけども、この関係で昨年と今年、二年続きで値上げもしてきております。このへんの大きな数字の推移について、去年はこういうことで5,000万の数字になった。今年もそれを足して1億6,100万の繰上充用をしなければならないということでございますけれども、簡略に推移について説明をしていただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） 提出しました資料の説明が要点のみになりましたことを言葉足らずで申し訳なく思っております。おっしゃるとおり昨年5月の補正段階では5,950万という補正を繰上充用としてお願いしたわけでありまして、最終的に5月末で5,922万3,000円ということで確定いたしました。

本年約1億を超える不足額がさらに上積みになって1億6,142万6,000円という繰上充用をお願いするというかたちになったんであります。保険税率の改定によりまして16年度の保険税財源としましてはこの決算見込み書で申し上げますと現年、滞繰の合算した5,200万ほどの増加になりました。

本来であればこの増えた財源そのものが支出のほうに充てられるということになるんですが、16年度の国保特別会計としましては15年度まで不足分は一般会計から満額繰り入れいただいていたというルールの見直しをする状況、これまでの説明でもお話しさせていただいておりますが新たなルールの中で16年度において一般会計の繰入金のうち、法定分と書いてありますのは制度としての義務的繰り入れ分でありまして、それ以外のその他の分であります。収納率の目標94%の残りの6%分プラス保険時事業の分も入ってきますが、大きな要素としましては収納率6%に見合う繰り入れというルールに変更しました。その結果、この部分で5,600万という前年対比で減額になったということであり、加えて歳出のほうで70歳を越えた方の医療費が見込んでいたよりは大きく増加になっているという状況がありまして、最終的に16年度の決算見込については1億6,142万6,000円になるという中身でございます。

●議長（稲井議員） 3番

●南谷議員 ただいまの説明ですと、約15億くらいの総体費用の内、収入のほうですと昨年一年間で値上げ分が約5,000万くらいあったんだけど、一般会計から5,000万の繰り入れがなくなったんで、収入のほうは通通だと。ところが歳出のほうは、医療費が上がったんで6,000万、これらが増えてきたと。諸々のものが増えてきたんで最終的には1億くらいの平成15年度と比較して16年度は財源不足だと。

さらには15年度から引きずってきてるものもあるから合わせて1億6,000万の最終的になったと。そうしますと、去年は私が議員になって初めての繰上充用と。しばらくは一般会計から出していたんですけれども。今後も1億6,000万の補填がなされる。今年も保険料が改定する計画、ついこの3月の定例会で予算の中で発表された。そういう条件の中で今回新たに1億3,200万もの補正を組んで補填をしなければならない。大変な事態に陥っておると私は理解しておるんですが、なのに一般会計からの繰り入れがなされないで、町民の皆さんから理解いただいて国保の値上げをせっかくしていただいているのに、実態はなおさら財源不足をきたしている実態といいますか、このへんの捉え方。まあ、国との絡みもあるんでしょうけれども、どのような対抗策をとって行かれるのかお尋ねするものであります。

●議長（稲井議員） 町民課長

●町民課長（久保課長） お答えさせていただきます。おっしゃいますとおり17年度の国保特別会計当初予算は、承認いただきました税率改定等を既にさせていただきました中で予算を組ませていただいております。昨年と違いますのは、財源を当初予算に反映されていない中での対応を色々ご意見をいただいたところでもあります。

財源としましては16年度決算との比較で申し上げますと、約6,000万くらいの税収増というものが見込めるということになります。この6,000万は15年度では一般会計の繰り入れ減少に吸収されましたが、17年度は増える分がそのまま歳出医療費の財源として使えるというのが昨年と違うところでして、最終的に17年度当初予算との比較で申し上げ



げますと16年度単年度で約1億を超える収支不足が出ましたが、17年度当初予算だけの比較で申し上げますと、見込んであります6,000万の増加分がそのまま反映出来るんだろうというふうに思っております。ただ、これはあくまでも当初予算の話でありまして、見込を越える医療費の増加があるとすればその6,000万の効果そのものもマイナス要素になっていって、6,000万そのものが赤字解消に貢献しないということもこれまでの国保会計の運営を申し上げますと、歳出ありきの歳入対応というかたちでありますので年度末までには若干動きが出てくるのかというふうに思っております。

ただ、17年度あげさせている収増については、歳出増加に補填出来る財源として見込めるといふことであります。

それから、対応策をどう考えるのかということですが、前期高齢者の方々、70歳を越える方々でありますからこの方々に保険事業をお願いしたりということが果たして効果があるんだろうかという意味で申し上げますと、医療費を適正化させるという目的からすると、その方々については既に現役世代の頃から色々な生活習慣があつてそのために高齢になった段階で疾病を持たれている。いま治療に専念されているという状況の中では、伸びる医療費を減らすということには効果そのものは見込めないだろうと。

だとすれば私共が従来から求められております若い世代からの保険事業の構築というものを真剣に取り組んでいく必要があるんでないか。決して一年、二年で結論が出る内容ではありませんが長期視点の中でそういった取り組みを本腰入れてやっつけていこうと。これまでそれぞれ医療でありますとか保険であるとかいう分野では取り組んできましたが、取り組みの分析もしっかりしながら医療と保険の連携というものを打ち出しながら、本来、健康づくりというのは個人が対応されるというのが良いというか、当然そういうものでして行政がああしろこうしろという中身には強制的にはならないといった性格のものでありまして、住民の方々が健康づくりに向けて一歩前に出るといふ環境づくりの支援のために私共、国保の立場ですけれども、町としての保険事業の展開というものをきちんとやっつけていこうと、そのことが歳出減少、国保会計においても大きな効果を、歳出を減らしていこうという活動の一環としては町民の健康づくりというものの見直しをやっつけていこうというのが今のところ申し上げられる対処法のひとつかなと。

それから保険税の収納率目標94%といいながら実際には91%程度しか見込めないというのも実態として出てまいりました。その部分の収入財源そのものも見込めないということになりますので、そういった部分につきましても従来から申し上げている、基本的には一年一年事業内容を見直して継続してやっていきたいということをお願いしておりますので、前期高齢者の当初予定していなかった医療費の増分も含めて要因として今後の中で検討研究させていただいて、一年で解消出来る中身にはなっていないと思いますが、中長期のものも含めて検討していきたいというのがいま申し上げられる内容であります。

●議長（稲井議員） 3番

●南谷議員 今日決算ではございませんので、あまりしつこくはやりたくないと思うんですけども、少なくとも町民の皆さんにご理解賜って、二ヶ年負担を了承いただいて

進めてきておるわけですが、この補正の1億6,100万、繰上充用するにあたって昨年は5,900万。

私の推測するところ、平成17年度末もこれから将来も含めますます膨れ上がっていくのではないかと。医療費の推移というか私なりに試算しても減っていないんですよ。今回値上げされても実際には倍くらいにふくれている。平成17年度の年度末もおそらくこの数字は私は下がるとは思えないんです。

そこで、町民の皆さんにすると二ヶ年、非常に収納率も気になるんですけれども、3月から4月くらいに道新で各町村の滞納者の告示っていうんですか、そういう方法も記載されまして、町民の皆さんも非常に税に対する関心が深まってきております。そんな中で私が感じるのは、つい先程3月に一回、予算を承認した。なのにまたこのような大きな補填をして行かねばならない。非常に将来に対して不安を感じるのではないのかと。厚岸町の国保会計はどうなっていくんだろうと。これでは私はまずいと思うんですよ。やはり一般会計から補填してくるのがどうなのか。これらも含めて毎年繰上充用を膨らませていくのか。おそらく来年は2億くらいの数字になってしまうのではないのか。将来はどうなるんだろうと。ですからしっかりとした方向性を考えていかねばならないのではないのかと。対応策を是非示していただきたいと考えるんですがいかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。第一点目は一般会計からの繰り入れについては今後どう考えるのかということでしたが、私は、国保制度の特殊性に鑑みましてやむを得ないことと考えております。しかしながら今日の厚岸町の財政状況といたしましては、一般会計からの繰り出しは限界にあります。無原則に許されるものではない。そういう状況であります。従いまして、国の繰り出し基準に基づき対応をしてみたい。その様に考えます。

また、今後の赤字対策といいましょうか、ますます赤字が増加するであろうからその対策についてはどう考えるかということですが、私としましては、まず、現在の制度の中でお答えいたします。

といいますのは、国保は大方は医療費であります。この医療費が増加をたどるから赤字がやむなく出ているという状況。さらにはまた、前期高齢者すなわち高齢社会を迎えたということでもあります。その中で資料に基づいてお話しいたしますと、平成15年度の前期高齢者の医療給付対象者は145名でございました。平成16年は221名でございます。すなわち一年間で既に76人も増加している状況にあるわけであります。

そういう点からやはり健康ということも今後の施策の中で考えていかねばならない。すなわち国保会計の安定健全化のためには医療、保険、福祉の有機的連携がもっとも大事な条件でもあると。斯様にも考えておるわけであります。これが現段階での赤字対応策かと考えます。

もちろん、国保収入確保に努力すべきことも大事なことであります。しかし南谷議員もご承知いただきたいと思うことがございます。これは厚岸町だけの問題ではございません。赤字という問題に対しては。私共が所属いたしております全国町村会においても

大変な問題になっておるわけでごさいます、毎年多額の法定外繰り入れを行ってまいりましても保険者である全国市町村の73%が赤字運営になっておるわけでありまして。

その財政運営はこの様に危機的な様相に呈しておるわけでありまして、全国町村会といたしましても国に対して、構造的な改革により、保険制度の充実強化の提言を行っておるわけでありまして、これは全国町村会としてもいま真剣に、最も重要な課題として取り組んで改革を願っているということをご承知をいただき、どうか今後も、健全な国保財政になるよう、もちろん自助努力も大切であります。国に対しても強く要望してまいりたい、この様に考えております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（稲井議員） 日程第9 意見書案第4号 生カキ貝毒検査機関の設置と貝毒監視海域の細分化に関する要望意見書を議題といたします。職員の朗読を行います。

●議会事務局（高橋係長） 職員朗読 内容略

●議長（稲井議員） 提出者であります室崎議員より説明を求められておりますのでこれを許します。1 番室崎議員

●室崎議員 ただいま提出いたしました要望意見書の趣旨につきましては、ただいまの朗読いただきました文面につきるものであります。取り立てて提出者として付け加えるものはございません。事情よくご察知いただいております賢明なる議員各位のご賛同を賜りまして、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。あるんですか。13番

●菊池議員 ちょっとお聞きいたします。ただいま事務局の朗読並びに提出者より本件につきまして要望意見書があげられたわけでありまして、提出者に対しまして4点ほど質問いたしますので回答願います。

まず一点目は、タイトルを「生がき」と限定していますが、この度の生カキ貝毒発生

とのことでそうしているのかまずお伺いたします。

二つ目に私は道東生産海域は生カキにかかわらず、通称二枚貝のアサリ、ホッキ、ホタテ等々も生産されることから、生カキと限定せずに二枚貝総体で考える貝毒検査機関の設置としたほうがよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

三つ目に釧路支庁管内にと限定しておりますが、文面の中で「道内の厚岸、サロマ」などの文言もありまして、オホーツク圏域のことを考えると道東海域にとした方が抵抗がないのではないのかと考えるわけではありますがいかがでしょうか。

四つ目に「カキアサリ産地における」とありますが、「カキ、アサリ、ホッキ、ホタテ等の産地における」としたほうがかえって生産者、消費者のためによいのではないかと思います。以上この四点についてお答え願います。

●議長（稲井議員） 1 番

●室崎議員 この意見書が出るに至りました経緯につきましては、皆さんよくご存知と思いましたが、先に行われました議員協議会でこの話が出ておりました。また、漁協からですねこういう内容の意見書を出して欲しいという要望が議会に対してありまして、その趣旨に沿って出したものであります。

いまおっしゃった四点、生カキに限るのか、あるいは二枚貝を付け加えてはどうか、あるいは釧路支庁に限定する必要がないのではないのか、あるいはカキ・アサリ産地といっているけれどもそれ以外のものもあるのではないのかという点についてはご主旨ごもともだとは思いますが、今回のこの要望意見書は今回のいわゆる生カキ貝毒の問題についてこの様なことが問題になっておりますのでその点に照準を当ててこの様な検査所の設置並びに海区の細分化をいうことをいっているわけでございまして、この意見書はいまのご質問者の意見を排除するものではありませんし、またこの意見書に従いまして道がその様なものを設置するときに敢えて排除するものではないと、その様に考えております。

なお、どうしてもその様にしたほうが良いと質問者がお考えでしたら、質問者のほうからその様な動議なり何なりを出されて変更なさるようになさってはいかがかと思います。それがそれに関しては提出者のほうから特に答云々の問題を越えていると思しますのでその点については発言を遠慮させていただきます。

●議長（稲井議員） 13番

●菊池議員 参考までに地元選出の道議会議員の道政報告がこの度ありまして、本件につきまして語っていたところによりますと、カキと限定せずに道内は色々と二枚貝が生産されることから、貝毒検査機関の設置としたほうが予算が付きやすいのではと表現していたこともあります。そういう点で一応、四点ほど提出者に対して質問したわけでございます。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時23分)

- 議長（稲井議員） 再開いたします。

(再開時刻 午前11時25分)

- 議長（稲井議員） 他にございませんか。

(「なし」の声)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。よって平成17年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時25分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成17年 5月27日

厚岸町議会

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

